

平成 28 年 7 月 8 日

農林水産省 食料産業局食品流通課商品取引室 御中  
経済産業省 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課 御中

一般社団法人全国銀行協会

商品先物取引法施行規則改正案等（非清算店頭商品デリバティブ取引に関する  
証拠金規制関係）に対する意見等の提出について

平成 28 年 6 月 9 日（木）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別  
紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い  
申し上げます。

以 上

## ○商品先物取引法施行規則改正案等(非清算店頭商品デリバティブ取引に関する証拠金規制関係)に対する意見等

項番	施行規則(条文)	コメント	理由等
1	第168条第3項	定量的計算モデルに係る届出書の添付書類の記載事項に、「重要な変更があるときは遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない」とあるが、具体的にどのような変更が「重要な変更」に該当するのかご教示願いたい。	明確化のため。
2	第168条第3項	記載事項の変更が、特定店頭商品デリバティブ取引のみにかかわる部分である場合、その変更に係る届出は、金融庁ならびに農林水産省・経済産業省の両当局宛に提出する理解でよいか。	明確化のため。
3	第168条第4項第4号	今次の商品先物取引法施行規則改正に伴い、非清算店頭商品デリバティブ取引を非清算店頭デリバティブ取引に含める形で、金融商品取引業者等に関する内閣府令にもとづく証拠金の授受が義務付けられる対象者は、特定店頭商品デリバティブ業者のうち金融商品取引業者または登録金融機関である者であり、かつ、店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3,000億円以上である者という理解でよいか。	明確化のため。
4	第168条第4項第4号	今次の商品先物取引法施行規則改正に伴い、非清算店頭商品デリバティブ取引を非清算店頭デリバティブ取引に含める形で、金融商品取引業者等に関する内閣府令にもとづく証拠金の授受が義務付けられる取引は、当該義務対象者同士の取引という理解でよいか。	明確化のため。
5	第168条第4項第4号口	ここに定める「主務大臣の定める事項」は、金融庁告示第15号/第16号/第17号に定める項目か。あるいは、具体的な項目を別途定める予定があるのか。	一般には左記の金融庁告示の範囲と思われる一方、これら告示にもとづく金融庁に宛てた実際の書類届出に際して更なる細目指定がある場合は、明確化が必要と思われる。
6	第168条第4項第4号	非清算店頭商品デリバティブ取引を非清算店頭デリバティブ取引に含める形で、金融商品取引業者等に関する内閣府令にもとづく証拠金の授受が義務付けられる対象者において、証拠金授受等の義務化が適用される時期については、本年3月31日に交付された「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 附則」の第2条第2項および第3項において定められている、店頭デリバティブ取引等の残高水準に応じた適用開始時期と同一という理解でよいか。	明確化のため。
7	別表第1 (第48条関係)	一連の取引報告書における記載事項の削除を行う理由についてご教示願いたい。	明確化のため。
8	附則第2条 (経過措置)	この省令の施行後遅滞なく必要事項を記載した届出書を提出しなければならないとあるが、届出書の提出の時期については、一律「この省令の施行後遅滞なく」ではなく、金商法上で自身が規制対象になるタイミングまでに提出を行えばよいという理解でよいか。	明確化のため。